

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
平成25年度国立能楽堂収録設備定期保守業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	株式会社NHKアイテック	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規定第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,564,500	—	—			26 当該設備保守業務については、これまで随意契約を締結していたが、平成26年度以降、設備更新と併せて調達することとし、競争性のある契約に移行する。

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降に競争性のある契約への移行予定のものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「移行困難な事由」欄は、平成25年度に競争性のある契約に移行できなかった事由を記載することとし、「移行予定年限」欄は、平成26年度以降の具体的な移行予定年限(例:平成26年度)を記載すること。

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度大道具・小道具の賃貸借及び管理等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎 / 東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	日本総合舞台美術株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	245,611,539	—	—	発注意図に即した大道具・小道具の賃貸借及び管理等業務を包括的に受託し、計画的に実施できる会社は「歌舞伎大道具(背景画)製作」(平成14年7月8日指定)及び「歌舞伎小道具製作」(平成8年5月10日指定)として「文化財保存技術」の団体指定をそれぞれの分野で唯一受けている金井大道具株式会社及び藤浪小道具株式会社等により構成される当該契約相手方において他にないため、競争性がない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立文楽劇場用地の賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘 / 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	大阪市	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	89,674,806	—	—	当該契約相手方が所有する土地の賃貸借であるため、競争相手方が存在しない。	5	
平成25年度新国立劇場業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎 / 東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	公益財団法人新国立劇場運営財団	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,778,796,000	—	1人	新国立劇場の運営に当たっては業務方法書第15条第3項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっているため。	12	
平成25年度国立劇場おきなわ業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎 / 東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	617,897,000	—	1人	国立劇場おきなわの運営に当たっては業務方法書第15条第3項により当該契約相手方に委託して実施することができることとなっているため。	12	
平成25年度文楽公演に関する上演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘 / 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	421,788,286	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度東京オペラシティビル共同利用施設 新国立劇場・東京オペラシティビル駐車場管理委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎 / 東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	東京オペラシティビル株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	63,602,449	—	—	新国立劇場が設置されている初台淀橋街区管理協定書で定められているため、契約相手方以外の業者が存在しない。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度文楽公演における囃子方の出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘 / 大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	望月太明蔵社中	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	20,014,050	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度東京メトロ駅構内電飾看板・専用設置看板への国立劇場案内及び公演案内の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎 / 東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	株式会社メトロアドエージェンシー	芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合で相手方が特定される場合(特例第11条第2号に該当)	非公表	18,569,700	—	—	東京地下鉄株式会社の駅構内看板広告等は、代理店が競合しないよう東京地下鉄株式会社が担当場所を割り振っているため、競争が成立しない。	5	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立文楽劇場舞台機構(常駐及び定期)保守点検業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	16,403,100	—	—	本機構は当該契約相手方が施工設置、改修、更新及び新機能の追加を行ってきた。高い機能と安全性を維持していくための適切な保守点検を行うためには、制御システムの制御回路情報等が必要になるが、同社はこの情報の開示を認めていない。この情報なしに適正な保守点検を行うことは不可能であり、必要な情報を持ち保守点検を行うことが出来るのは、同社において他にない。	12	
平成25年度国立劇場大劇場舞台機構保守点検業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	16,380,000	—	—	本機構を設計、施工したのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持っており、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、保守点検を行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。この情報なしに適正な保守点検を行うことは不可能であり、必要な情報を持ち保守点検を行うことが出来るのは、同社において他にない。	12	
平成25年度「あぜくら会」会員業務提携契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	株式会社ジェーシービー	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第3号に該当)	非公表	15,791,307	—	—	振興会のチケット管理システムにおいては、チケット販売システム、団体管理システム及び会員管理システムが連携して全体を構成している。仮に他の業者が本業務を行うには新規経費と期間が必要となり、また、連携に関わる部分全てのシステム変更が必要になるため、その経費と期間は多大であり、経費・工期において不利な状況が確実に生じる。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立劇場小劇場及び国立演芸場舞台機構保守点検業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	14,389,200	—	—	本機構を設計、施工したのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持つており、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、保守点検を行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。この情報なしに適正な保守点検を行うことは不可能であり、必要な情報を持ち保守点検を行うことが出来るのは、同社を置いて他にない。	12	
平成25年度国立劇場大劇場、小劇場及び国立演芸場照明設備保守業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	東芝エルティエエンジニアリング株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	11,151,000	—	—	当設備の中で一番重要な部分を担っている弱電設備の調光操作卓は主に特別仕様として発注したものであり、東芝ライテック株式会社が設置したものである。調光操作卓には、オペレーションプログラムがあるが、これは同社オリジナルのものであり、一般公開していない。さらに業務フロー書、作業手順書、機器取扱書は、同社が著作権を有し一般に公開していない。保守点検の際にこれらがなければ調光操作卓のメンテナンスは困難であり、状態の良否は東芝ライテック株式会社から保守部門を含むアートライティング事業を譲渡された当該契約相手方であれば判断できず業務を遂行できない。	12	
平成25年度劇場バスの運行	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	東京都交通局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,547,271	—	—	本件は、公演終了後に観客を最寄りの駅まで輸送する業務であり、一般乗合旅客自動車としての運行を契約している。当該路線について輸送の許可を受けている者が当該契約相手方のみのため。	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度新聞広告「演劇案内」掲載(朝日新聞、読売新聞)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	株式会社電通東日本	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第4号に該当)	非公表	6,336,435	—	—	同広告枠は当該契約相手方が管轄し、他の代理店も同社を通じて朝日新聞及び読売新聞に出稿する形態となっている。ついでに、本件業務を同社に履行させることによって時価に比べて著しく有利な価格をもって契約できる見込みがあるため、随意契約を行うものである。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度東急田園都市線渋谷駅構内の国立劇場専用設置看板掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	交通広告株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,544,000	—	—	渋谷駅構内設置看板を所有している株式会社東急エージェンシーが、公演広告を掲出する業務を委託しているのは、当該契約相手方のみである。	5	
平成25年度新大阪駅への文楽広報広告の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	株式会社ジェイアール東海エージェンシー	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,465,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成25年度国立能楽堂における自主公演等舞台記録写真撮影等の業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	株式会社青木事務所	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,213,915	—	—	当該契約相手方は、能楽等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを選べる写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立劇場及び演芸場における公演記録写真撮影に係る委託業務(アングル)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	有限会社アングル	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,642,940	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを選べる写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度日本芸術文化振興会用賀宿舎管理個別委託契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	積和管理株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,591,400	—	—	公募により提出された企画提案書を選考委員会にて審査し特定された者との契約であり、競争が存在しないため。	12	
平成25年度文楽関係資料に関する寄託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	三井倉庫株式会社	運送又は保管させるため(会計規程第24条第1項第5号に該当)	非公表	2,489,582	—	—	長期継続契約	5	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度第26期文楽研修生の宿泊に関する契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	スカイコートホテル株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,361,213	—	—	当該相手方の運営するホテルは、国立劇場の近辺で、一般料金より低廉な宿泊料金の適用が可能であり、施設内で朝夕の食事の提供も受けられる。また、宿泊代等は全て後日精算し、請求書で振込みが可能である。上記条件を満たす施設は近辺には当該契約相手方以外に存在しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立劇場自主公演宣伝写真撮影業務(アートランド)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	株式会社アートランド	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,200,502	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上で適切なポイントを逸することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度東京メトロ東銀座駅構内電飾看板の公演案内掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	株式会社総合交通広告	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,074,716	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成25年度国立能楽堂収蔵品データ整備にかかる業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立能楽堂部長・五十嵐晃/東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,770,300	—	—	当該業務においては、高度な専門的知識とデータベース作成能力が要求されるとともに、経験と継続性も必要である。平成24年度より、能楽関係資料の調査などを依頼してきた当該契約相手方と契約を締結する。	12	
平成25年度国立劇場及び演芸場における公演記録写真撮影に係る委託業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,637,406	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上で公演記録としての適切なポイントを逸することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立能楽堂収録設備定期保守業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立能楽堂部長・五十嵐晃/東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	株式会社NHKアイテック	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,564,500	—	—	本収録設備は平成18年度に当該契約相手方より調達したものであり、通信及び接続におけるインターフェース調整には当該契約相手方の高い技術力と実績が効果を上げている。稼働率の高い本設備の性能の維持及び障害時の対応が可能であるのは、同社以外に存在しない。	12	
平成25年度国立文楽劇場における公演記録写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立文楽劇場部長・櫻井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	森口写真工房	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,481,250	—	—	当該契約相手方は、文案等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上で公演記録としての適切なポイントを逸することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立文楽劇場内宅配便・メール便配達請負業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	日本郵便株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,415,489	—	—	当該業務の仕様書に規定する請求書の発行や、当振興会が指定するサイズの郵便の発送をできるのは、当該契約相手方以外に存在しない。	9	
平成25年度地下鉄日本橋駅7号通路広告枠12枠	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	株式会社大阪実業広告社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,260,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	5	
平成25年度国立能楽堂能面・能装束に関する調査およびデータベース作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,132,400	—	—	当該業務においては、高度な専門的知識とデータベース作成能力が要求されるとともに、経験と継続性も必要である。平成19年度より、能面の修復や資料の調査などを依頼してきた当該契約相手方と契約を締結する。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立文楽劇場文楽技術室床山作業業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	有限会社司人形かつら工藝	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,055,250	—	—	当該業務を履行できる業者は当該契約相手方以外に存在しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立劇場及び演芸場における公演記録写真撮影に係る委託業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,031,200	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での公演記録としての適切なポイントを逸することなく撮影することが可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度羽田空港国際線ターミナルビル構内電飾看板への国立劇場案内の掲出	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	三晃株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,029,000	—	—	当該掲出場所を所有する者が、当該契約相手方に対し、当該掲出場所における案内広告業務に関する委託契約を締結しているため、競争が成立しない。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度新国立劇場熱媒供給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	東京オペラシティ熱供給株式会社	芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合で相手方が特定される場合(特例第11条第2号に該当)	非公表	267,421,669	—	—	都市計画法に基づいて供給を受けているため、当該契約相手方以外に存在しない。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立劇場おきなわ構内で使用する電気の調達	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	沖縄電力株式会社	芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合で相手方が特定される場合(特例第11条第2号に該当)	非公表	48,446,863	—	—	沖縄県内で、電力供給が可能でない業者は、当該契約相手方以外に存在しないため。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立劇場おきなわで使用するガスの需給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	沖縄瓦斯株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,274,798	—	—	当該契約相手方以外に存在しないため。	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度上演資料集の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,753,300	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度錦絵図録調査・データ作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,199,750	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,982,350	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度上演資料集の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,967,400	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,634,500	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,528,550	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度プロマイド調査・データ作成等業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,299,900	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立劇場自主公演報道配布用・取材写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,204,236	—	—	当該契約相手方は、歌舞伎等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上での適切なポイントを選することなく撮影すること可能である写真家であることから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度歌舞伎俳優名跡便覧の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,183,800	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,123,500	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度近代歌舞伎年表の調査業務委託	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,052,400	—	—	当該契約相手方は、近世演劇の知識を豊富に有することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立文楽劇場におけるステール写真、自主公演報道配布用写真及び普及・宣伝用舞台写真撮影業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月6日	個人	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,908,375	—	—	当該契約相手方は、文楽等の伝統芸能に精通しており、演出や演技の進行を把握した上で適切なポイントを選することなく撮影することから、本業務を履行できる唯一の者である。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年度国立文楽劇場回転益インバータ更新工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員 国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月25日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,730,000	—	—	本機構は当該契約相手方が施工設置及び保守点検業務を行ってきた。既存機構との一体の構造物のため、一貫した施工が技術的に必要であり、また、確実かつ安全な施工のためには、同社の工法及び製作機器が必要である。よって同社以外が本件工事を施工することは不可能である。	12	
新国立劇場(中劇場)舞台機構設備基板改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員 茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年5月14日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	31,500,000	—	—	新国立劇場中劇場の舞台機構制御装置は、新国立劇場向けに個別に作成された物であり、施工に当たった当該契約相手方の「著作物」に当たり、自社開発プログラム等に関し、一般公開及び金銭等の対価による開示を一切認めていない。よって、当該契約相手方以外が本件工事を施工することは不可能である。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新国立劇場(中劇場)舞台機構主舞台迫昇降用ガイドローラー整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員立文案劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年5月14日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	26,092,500	—	—	新国立劇場中劇場の舞台機構設備は、当該契約相手方が設計・施工したものであり、以降同社による保守や改修が行われてきた。 今回の工事対象装置は、既設舞台機構に組み込まれている部品であるため、既設機構との整合性(寸法や強度)が厳しく求められ既存設備全体との調整が必要となる。 よって、当該契約相手方以外に発注することは不可能である。	12	
新国立劇場(中劇場)舞台吊物機構滑車等更新工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年5月14日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,935,000	—	—	新国立劇場中劇場の舞台機構設備は、当該契約相手方が設計・施工したものであり、以降同社による保守や改修が行われてきた。 今回の工事対象装置は既設舞台機構に組み込まれている部品であるため、既設機構との整合性(寸法や強度)が厳しく求められる。当然、機構全体とも深く関連しており、既存設備全体との調整が必要となる。 よって、本件工事を当該契約相手方以外に発注することは不可能である。		
平成25年5月舞踊公演「踊り、旅は道連れ…」の舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年5月14日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,390,620	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
新国立劇場(中劇場)舞台音響設備整備工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年5月16日	ヤマハサウンドシステム株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	118,650,000	—	—	本件工事に当たっては音響設備全体のプログラム等、施工に当たった当該契約相手方の「著作物」が当然必要となり、この自社開発プログラム等に関し、一般公開及び金銭等の対価による開示を一切認めていない。 また、今回の整備工事は、制御設備を主たる対象としており、既存の音響設備システムとの適合が必要である。 よって、上記要因を検討した結果、著作物を有する当該契約相手方以外が、本件工事を施工することは不可能である。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
新国立劇場(オペラ劇場)舞台機構設備基板改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月17日	三菱重工メカトロシステムズ株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	72,830,730	—	—	新国立劇場オペラ劇場の舞台機構設備は、当該契約相手方の「著作物」に当たり、この自社開発プログラム等に関し、一般公開及び金銭等の対価による開示を一切認めていない。 今回の施工には、既設機器との整合性を検証する試験等も含まれている。 よって、舞台機構設備の著作者であり、開場以来オペラ劇場の舞台機構の修繕を行い、設備を熟知している三菱重工株式会社から事業を継承した当該契約相手方以外には、本件工事を施工することは不可能である。	12	
平成25年6月国立文楽劇場文楽既成者研修発表会「第13回文楽若手会」出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘/大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年5月20日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,040,580	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年6月歌舞伎鑑賞教室公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月24日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,085,780	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年6月歌舞伎鑑賞教室公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月24日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,527,645	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年6月歌舞伎鑑賞教室出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月24日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	14,645,921	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年6月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月24日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,001,930	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年6月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年5月24日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,356,978	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立文楽劇場船底迫等床機構設備改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年5月29日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	59,419,500	—	—	本機構は当該契約相手方が施行設置及び保守点検業務を行ってきた。既存機構との一体の構造物のため、一貫した施工が技術的に必要であり、また、確実かつ安全な施工のためには、同社の工法及び製作機器が必要である。よって、同社以外が本件工事を施工することは不可能である。	12	
平成25年度国立劇場大劇場舞台機構操作盤改修工事(第2期)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月5日	三精輸送機株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	10,605,000	—	—	国立劇場大劇場の舞台機構操作盤を設計、施工したのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持っており、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、工事をを行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。この情報なしに本工事を行うことは不可能であり、必要な情報を持ち工事をすることが出来るのは、同社をいいて他にない。	12	
国立劇場小劇場制御盤等改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月10日	森平舞台機構株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	34,650,000	—	—	国立劇場小劇場の制御盤等を設計、施工したのは当該契約相手方である。製品についての全データ、さらには保守メンテナンス時の各機構稼働データは同社が持っており、特に制御システム全体から各部の回路についての詳細な情報は、工事をを行うにあたって欠かせないものであるが、同社はこの情報の開示を認めていない。この情報なしに本工事を行うことは不可能であり、必要な情報を持ち工事をすることが出来るのは、同社をいいて他にない。	12	
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月24日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,751,020	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月24日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,118,355	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月24日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	14,332,500	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月24日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,250,235	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年6月24日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,223,628	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年度舞踊定式道具更新	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年7月3日	日本総合舞台美術株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,021,500	—	—	発注意図に即した大道具を製造できる会社は、「歌舞伎小道具製作」(平成8年5月10日指定)並びに「歌舞伎大道具(背景画)製作」として「文化財保存技術」の団体指定を受けている藤浪小道具株式会社、金井大道具株式会社等により構成される当該契約相手方において他にないため、競争性がない。	11	
平成25年度日本芸術文化振興会所蔵絵画の調査及び修復	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年7月5日	株式会社額装舂水	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	8,022,000	—	—	本件対象絵画の素材、構造、特質等を熟知している上、傷み具合についての正確な状態把握と的確な修復手段を判断できるのは当該契約相手方以外に存在しない。	11	
平成25年7月歌舞伎鑑賞教室神奈川公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年7月19日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,357,171	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
第15回音の会衣裳使用料及び着付等請負	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年7月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,027,530	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
「義太夫年表 昭和篇」第二巻の出版及び物品供給	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年8月1日	有限会社和泉書院	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,780,000	—	—	本件調達に係る書籍は学術図書としての性格が強いため、高い編集の精度と供給面への信頼性と安定性が求められる。この条件を満たし、高度な研究分野での利用に耐えうる出版をなし得る出版社は当該契約相手方以外には存在しない。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年8月舞踊公演「花形・名作舞踊鑑賞会」の舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年8月2日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,357,545	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年8月上旬歌舞伎会衣裳賃貸借および役務提供	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年8月7日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,863,580	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
第19回稚魚の会・歌舞伎会合同公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年8月9日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,155,250	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
第19回稚魚の会・歌舞伎会合同公演かつらの賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年8月9日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,762,005	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成24年度財務諸表の官報掲載	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年8月21日	東京官書普及株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,493,312	—	—	官報への掲載業務を行っているのは、東京都官報販売所である上記契約相手方以外に存在しない。	6	契約金額は単価契約における総支出実績額
国立文楽劇場冷温水発生機(RA-2)部品交換工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年9月2日	パナソニックES産機システム株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,402,000	—	—	本機器は当該契約相手方の製品であり、部品の取替えには製品に応じた特殊専門技術が必要である。また、部品交換後の試験調整には、同社が独自開発したソフトによる検証が必要となるが、これは著作権等の排他的権利に基づくものであり、関連情報を一切開示していない。よって、同社以外が本件工事を施工することは不可能である。	12	
平成25年9月声明公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年9月6日	特定非営利活動法人SAMGHA	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,049,700	—	—	出演者は当該契約相手方以外に存在しない。	11	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度販売計画課業務に係る労働者派遣契約期間の延長	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月12日	株式会社経営管理センター	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,754,295	—	—	派遣期間延長の為	12	
平成25年10月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月26日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,936,465	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年10月歌舞伎公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月26日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,688,775	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年10月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月26日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	38,846,882	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年10月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月26日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,593,740	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年10月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年9月26日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,716,645	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年10月邦楽公演(文楽素浄瑠璃の会)出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年10月16日	公益財団法人文楽協会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,255,480	—	—	文楽技芸員はすべて当該契約相手方の所属であるため。	11	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年10月～平成26年3月経理業務に係る労働者派遣契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月22日	株式会社テクノウェイブ	緊急で契約する必要があったため(会計規程第24条第1項第2号に該当)	非公表	1,605,972	—	—	先に契約を締結していた業者との間で、合意の上、契約を解消したため、早急に人員を確保する必要が生じた。一般競争による調達を行う時間的余裕がないことから、派遣実績のある当該契約相手方と随意契約を締結した。	13	
平成25年11月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	11,221,770	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年11月歌舞伎公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,060,475	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年11月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	43,253,755	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年11月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,576,351	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年11月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,188,200	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年11月歌舞伎公演出演者への宿泊の提供	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年10月24日	株式会社京王プレッソイン 京王プレッソイン東銀座	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,080,030	—	—	歌舞伎俳優は全て松竹(株)に所属し、当該契約相手方は、松竹の歌舞伎公演で歌舞伎俳優が使用しているホテルであるため。	12	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成25年度国立文楽劇場5号迫等フロアコンセントケーブル改修工事	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年11月13日	パナソニックESエンジニアリング株式会社	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第4号に該当)	非公表	4,257,750	—	—	当該契約相手方は、国立文楽劇場設立時から舞台照明設備の保守点検及び改修工事を行ってきた。本工事は既設設備に合わせた改修・修繕を行う工事であるため、一貫した施工が技術的に必要であり、安全かつ確実な施工を確保するため、本工事の施工者は、保守点検業務を行っている業者に限定される。よって、同社以外が本件工事を施工することは不可能である。	12	
「近代歌舞伎年表名古屋篇第八巻」の刊行及び物品供給	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月21日	株式会社八木書店古書出版部	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,048,000	—	—	振興会が著作権を有する当該著作物について、当該契約相手方に対し、市販を目的として使用することを許可したため。	10	契約金額は単価契約における総支出実績額
平成25年12月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	11,542,650	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成25年12月歌舞伎公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月25日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,419,712	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成25年12月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月25日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	42,359,507	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成25年12月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月25日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,428,459	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年12月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成25年11月25日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,306,430	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年1月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成25年12月20日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	16,088,310	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	
平成26年1月歌舞伎公演かつら賃貸借	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成25年12月20日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	7,576,065	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成26年1月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成25年12月20日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	54,065,760	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成26年1月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成25年12月20日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,530,811	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成26年1月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成25年12月20日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,849,805	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年度財務会計等システムの改修	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成26年2月24日	日本電気株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,255,000	—	—	当システムは当該契約相手方のパッケージ製品が使われているため、ソフトウェア、データベース構築等を開示することができず、著作権を同社が所有しており他者が改修することができない。以上の理由から、同社にしか当業務を履行できない。	12	
平成26年3月歌舞伎公演舞台衣裳の賃貸借及び着付等業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区集町4-1	平成26年2月25日	松竹衣裳株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	8,923,845	—	—	歌舞伎や日本舞踊において使用する衣裳に関する諸権利一切は当該契約相手方に帰属しているため、競争性がない。	12	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
平成26年3月歌舞伎公演かつら賃貸	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年2月25日	東京演劇かつら株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,186,770	—	—	歌舞伎のかつら製作は、従前歌舞伎かつらの製作を一手に引き受けてきた小林演劇かつら株式会社から業務と製作技術及び人員を引き継いだ当該契約相手方のみ行っており、それ以外の業者が存在しないため、競争性がない。	12	
平成26年3月歌舞伎公演出演契約	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年2月25日	松竹株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	19,503,018	—	—	歌舞伎俳優及び竹本はすべて当該契約相手方と個別に契約を締結しているため、競争性がない。	11	
平成26年3月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年2月25日	東京鴨治床山株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,456,296	—	—	歌舞伎立役の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成26年3月歌舞伎公演床山業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年2月25日	有限会社光峯床山	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,727,565	—	—	歌舞伎女形の床山業務は当該契約相手方以外の業者が存在しない。	12	
平成25年度サイバー攻撃対策としてのファイアウォールの機能追加・設定変更作業	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年3月4日	株式会社日立システムズ	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,146,975	—	—	現行ファイアウォール機器は、当該契約相手方が設計、導入、運用したシステムであり、保守業務も同社が行っている。本業務は同機器を用いて、サイバー攻撃に対する機能をライセンス購入により現行機器に追加するものであるが、同社以外の業者が当該ライセンスのみを購入しても、追加の機能に関するサポート登録ができない。以上のことから、同社にしか当該業務を履行できない。	12	
文化デジタルライブラリーシステムのセキュリティ対策におけるプログラム改修作業	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員事務長・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年3月7日	東京コンピュータサービス株式会社	競争に付することが不利と認められるため(会計規程第24条第1項第4号に該当)	非公表	3,045,000	—	—	文化デジタルライブラリーシステムはプログラミング言語Javaを利用しているが、その脆弱性が明らかになったため、緊急の改修作業が必要となった。本システムは、当該契約相手方が設計、開発、導入及び保守を行っている。システム全体への影響を漏れなく確認し、従前どおりの動作を保証するためには、本システムの設計内容を熟知していることが不可欠である。以上のことから、同社しか本業務を履行できない。	14	

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名: 独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
3月歌舞伎公演各国駐日大使招待レセプション等に係るケータリング業務	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年3月11日	株式会社ホテルオークラ東京	緊急で契約する必要があったため(会計規程第24条第1項第2号に該当)	非公表	2,162,786	—	—	当該業務を委託する予定であった業者が運営する他食堂において、食中毒の疑いが発生した。同様の事態の発生を防ぐため、急遽、他の外部業者に本件を委託することとし、過去の同様の催しにおいて実績のある当該契約相手方と緊急的に随意契約を締結した。	13	
国立文楽劇場開場30周年記念のつどい配布用DVDの購入	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成26年3月12日	株式会社NHKエンタープライズ	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,425,625	—	—	本件で調達するDVDは、「国立文楽劇場開場30周年のつどい」で配布予定のものであるが、これは当該契約相手方が製作及び販売をする商品である。よって、同社から直接購入する以外に方法がないため、競争性がない。	10	
舞台芸術教材「文楽編作品解説(仮名手本忠臣蔵)」の制作に係る著作権使用料について	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木七左衛門／東京都千代田区隼町4-1	平成26年3月14日	一般社団法人人形浄瑠璃文楽座むつみ会	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	2,936,088	—	—	文化デジタルライブラリーにおける新規コンテンツとして当該舞台美術教材を制作するにあたって、教材内で使用する画像及び映像における著作権使用料が発生する。文楽技芸員の著作隣接権は、当該契約相手方により一括して管理されており、他に本業務を行うものがないため、競争性がない。	12	
電話料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	NTTコミュニケーションズ株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	3,154,630	—	—	長期継続契約	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
電話料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役員理事・茂木賢三郎／東京都千代田区隼町4-1	平成25年4月1日	東日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	5,705,129	—	—	長期継続契約	8	契約金額は単価契約における総支出実績額
電話料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役員国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	東日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,190,580	—	—	長期継続契約	8	契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
電話料金(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	西日本電信電話株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,601,783	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
料金後納郵便(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	日本郵便株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	12,485,452	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額
料金後納郵便(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	日本郵便株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,655,725	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額
料金後納郵便(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	日本郵便株式会社	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	4,995,044	—	—	長期継続契約		9 契約金額は単価契約における総支出実績額
ガス料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	株式会社東京ガス	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	22,888,071	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
ガス料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	株式会社東京ガス	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,885,047	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(本)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎／東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	東京都水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	31,045,957	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(能)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立能楽堂部長・五十嵐晃／東京都渋谷区千駄ヶ谷4-18-1	平成25年4月1日	東京都水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	6,762,302	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額
水道料金(文)	独立行政法人日本芸術文化振興会・分任契約担当役国立文楽劇場部長・櫻井弘／大阪府大阪市中央区日本橋1-12-10	平成25年4月1日	大阪市水道局	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	9,229,664	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額

平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(独立行政法人名:独立行政法人日本芸術文化振興会)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
水道料金(沖縄)	独立行政法人日本芸術文化振興会・契約担当役理事長・茂木賢三郎/東京都千代田区集町4-1	平成25年4月1日	浦添市水道事業	契約の性質又は目的が競争を許さないため(会計規程第24条第1項第1号に該当)	非公表	1,586,089	—	—	長期継続契約		8 契約金額は単価契約における総支出実績額

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成25年度に締結した契約のうち、平成26年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令